

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 社会福祉課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長社福第15号
委 託 業 務 名 称	長浜市学習支援事業業務
委 託 業 務 場 所	長浜市内
業 務 の 概 要	被保護者の属する世帯及び生活困窮者の属する世帯における貧困の連鎖を防止するため、対象世帯の子どもの学習習慣の定着及び確かな学力の育成を図るもの。
履 行 期 間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契 約 年 月 日	令和6年4月1日
契 約 額 (税 込)	4, 400, 000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市湖北町速水2745番地 [商 号 又 は 名 称] 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	長浜市社会福祉協議会においては、当市の地域福祉計画と理念を共有する「地域福祉活動計画」を策定し、ボランティアセンターの設置、地域ごとにコーディネーターを配置した福祉のまちづくりの推進などの事業を展開しているところである。 については、「長浜市学習支援事業」の課題への対応を図り、事業の効果を高めることが期待される最もふさわしい相手方と言える。
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項（該当する項目に○印）</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格（賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則（平成18年長浜市規則第37号）で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>